

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年10月22日

契 約 担 当 官
警察庁長官官房会計課理事官
木原 健介

記

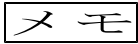
- 1 契約担当官等の官職及び氏名
警察庁長官官房会計課理事官 木原 健介
- 2 契約概要
 - (1) 契約件名 キャッシュレス決済等を利用した交通反則金の納付に係る決済代行等業務
 - (2) 契約内容 仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和14年3月31日まで
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
 - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
 - エ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 企画提案書の特定のための評価基準
 - ア 内容
事業の目的と整合性、妥当性・独創性・訴求力
 - イ 事業実施主体の適格性
実施体制の適格性、実績の有無、経理処理能力の適格性
 - ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
 - エ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- 4 手続等
 - (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通指導課
電話 03-3581-0141（代表）
 - (2) 入札説明会の日時及び場所
令和8年10月27日 15時00分
中央合同庁舎第2号館内 警察庁長官官房会計課入札室
 - (3) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法
令和8年12月1日 17時00分
上記(1)に同じ。郵送又は持参すること。
- 5 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
 - (4) 詳細は仕様書による。本公示の日から上記4(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。

キャッシュレス決済等を利用した交通反則金の納付に係る
決済代行等業務

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 応募要領
- 機器等・役務リスト
- 審査要領
- 契約書（案）
- 企画競争に関するアンケート



○方式

公募型プロポーザル方式

○契約予定額

0 円

○企画提案書の提出期限は、

令和 8 年12月 1 日 17時00分（必着） です。

○企画提案書の構成は、「応募要領」をご確認下さい。

○企画提案書と併せて、

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し」

* 令和 7・8・9 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、
B、C 又は D に格付けされている者であること。

○機器等・役務リストの提出。

〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号

警察庁交通局交通指導課

Mail: shidou-kikakuchousa@npa.go.jp

令和 8 年11月 6 日 17時00分

○契約に関する照会先

長官官房会計課調達係

電話 03-3581-0141 内線 2298

メール tyotatu@npa.go.jp

○仕様に関する照会先

交通局交通指導課企画調査係

電話 03-3581-0141 内線 5155

メール shidou-kikakuchousa@npa.go.jp

○説明会の日時及び場所

令和 8 年10月 27 日 15時00分

中央合同庁舎第 2 号館内 警察庁長官官房会計課入札室

○注意事項

辞退される方は、別紙の「アンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

仕様書

1 件名

キャッシュレス決済等を利用した交通反則金の納付に係る決済代行等業務

2 目的

本業務は、国が推進するキャッシュレス社会の実現に向けた取組の一環として、道路交通法に基づく交通反則金の納付において、キャッシュレス決済等を可能とすることにより、納付方法を多様化することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日までの間とする。

(このうち納付受託の実施期間は令和 9 年 7 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで)

4 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」（2025 年 7 月 1 日国家サイバー統括室）付録D.用語解説によるもののほか、表 1 のとおりとする。

表 1 用語の定義

	用語	説明
1	キャッシュレス法	情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和 4 年法律第 39 号）をいう。
2	交通反則金	仮納付及び本納付に係る納付金をいう。

3	仮納付	法第 129 条第 1 項の規定による納付をいう。
4	本納付	法第 128 条第 1 項の規定による納付をいう。
5	納付者	交通反則金を納付する者をいう。
6	警察職員	警察庁及び都道府県警察の職員をいう。
7	交通反則告知書	法第 126 条第 1 項の規定による告知を行うための書面をいう。
8	交通反則通告書	法第 127 条第 1 項の規定による通告を行うための書面をいう。
9	告知書番号	事案を識別するために、交通反則告知書又は交通反則通告書に記載される番号（アルファベットと数字を含み、最大 10 桁で構成される番号）をいう。
10	執務日	行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項の規定による行政機関の休日を除く日をいう。
11	警察庁執務時間	執務日の 9 時 30 分から 18 時 15 分までの間をいう。
12	確認番号	キャッシュレス決済等による納付を行う際に、当該納付を特定するために警察が発行する番号をいう。

5 交通反則金のキャッシュレス決済等による納付の概要

(1) 交通反則金のキャッシュレス決済等による納付の手順

（交通反則金のキャッシュレス決済等による納付にかかる概要図を別紙 1 に示す。）

- ① 都道府県警察において、受託者が用意した納付受付サイトにアクセスできる 2 次元コード（QR）が印刷された交通反則告知書等を、反則者に対して交付する。
- ② 納付者は、交通反則告知書等の 2 次元コード（QR）をスマートフォン等で読み取り、納付受付サイトへアクセスする。アクセス後は、当該 2 次元コード（QR）に予め格納された情報が自動入力されるとともに、納

付者が、必要に応じて、交通反則金の金額、確認番号、その他決済に必要な情報を追加入力することで支払いを行い、納付を委託する。

- ③ 受託者は、キャッシュレス法第8条第1項に定める指定納付受託者として、納付者から受託した交通反則金について指定された期日までに国庫に納付する。

(2) 取扱件数等について

交通反則金に係る過去の実績は表2-1及び2-2のとおり。また、反則金額ごとの反則告知件数は別紙2のとおり。

表2-1 反則告知件数

	令和5年	令和6年	令和7年
反則告知件数	4,313,563 件	4,044,246 件	3,868,607 件

表2-2 納付金額合計額

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納付金額合計額	40,514,803,659 円	39,075,341,331 円	38,002,997,858 円

上記件数の約5割以上がキャッシュレス決済等による納付になる見込み。ただし、実際の件数及び金額は増減があることから、仮に全件がキャッシュレス決済等による納付となったとしても、業務に支障が生じさせないような余裕のあるシステム構築等を行うこと。

6 業務内容

(1) 納付受付環境の構築・運営

ア 納付受付サイトの構築・運営

納付者が、交通反則告知書等に予め印刷された2次元コード（QR）をスマートフォン等で読み取り、交通反則金の納付を行うための受付サイトを構築し、運営すること。納付受付サイトの構成・画面遷移について

は別紙3のとおり。

イ 支払手段

以下の決済方法に対応すること。

なお、支払方法は一括払いのみとし、払込手数料は納付者の負担とする。

(ア) クレジットカード

以下に示すクレジットカードによる支払が可能であること。

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

(イ) コンビニ支払

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートでの支払が可能であること。

(ウ) インターネットバンキング

インターネットバンキングを利用した支払が可能であること。

(エ) ペイジー

(オ) 二次元コード決済

PayPay、楽天Pay、d払い、auPAYの中から、1種類以上に対応していること。

ウ 納付受付サイトに関する要件

(ア) 受付可能時間

納付の受付時間は24時間365日とする。(障害、メンテナンスによる時間を除く。)

(イ) 納付者の利用に関する要件

以下の要件を満たすこととし、画面の構成や遷移、サービス停止の際の対応等も含め、具体的な内容や実現方法について提案すること。

なお、サイトの画面表示、構成等については、契約後に協議して決定する。

a 二次元コード (QR) に格納された告知書番号等の情報は、納付受付サイトアクセス時に自動入力され

ること。また、自動入力された項目は納付者の操作では変更できないこと。

b 二重納付防止、誤納付防止の仕組みを持たせること。

c 納付の受託が完了したことを画面表示及びメールで納付者に通知できること。

d 無効化された2次元コード（QR）からのアクセスに対して無効であることを通知すること。

e 利用規約の表示等、キャッシュレス決済等による納付を行う際の注意点等について、納付者が理解できること。

f メンテナンスや障害中の場合は、納付者に対する表示を行うこと。

g そのほか、他の言語（英語等）にも対応するなど、納付者の利便性に資する工夫が施されていること。

(ウ) その他の技術的要件

a 接続方式は「Web リンクタイプ」とする。

b 短縮 URL は使用しないこと。

c 常時 TLS1.2 以降により暗号化された HTTPS プロトコルに対応されていること。この点、TLS1.3 を優先的に検討すること。

d 「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」（2025 年 10 月 16 日付けデジタル庁デジタル社会推進標準ガイドライン）に従い、JIS X 8341-3:2016 のレベル A 以上に準拠すること。

e QR コードから納付受付サイトへのアクセス時等で行われるトークン等の受け渡しは HTTPS の POST に限定する（GET による受け渡しは行わない）こと。

(エ) 情報セキュリティに関する要件

a 2次元コード（QR）からのアクセス先は警察庁（npa.go.jp）のサブドメインを使用すること。

サイトの構築に必要なサーバ証明書、SSL 証明書等は受託者において準備すること。また、権威 DNS のレコード設定は警察庁で行う。

b 納付受付サイトはインターネットの検索結果に表示されないこと。

c 次の脆弱性検査を含む情報セキュリティの観点での試験を実施し、対策を講ずること。また、試験に使用する言語モデル、試験方法、検出された脆弱性の修正の要否の判断基準については、それぞれ、あらかじめ警察庁の承認を受けること。また、試験の結果については警察庁に提出すること。

(a) Anthropic Claude Fable 5、OpenAI ChatGPT 5.5 相当以上の生成 AI の言語モデルにより使用するソースコードの脆弱性検査を実施し、検出された脆弱性の修正を行うこと。

(b) 総合テスト段階で、前項相当の生成 AI を活用したペネトレーションテストを行うこと。

d 通信制御に関する事項

(a) ファイアウォール

ファイアウォールを設置し、通過する通信を制限することで、不正アクセスによる影響を排除し、登録情報を保護できること。ファイアウォールの設置場所等の詳細は、以下のとおりとする。

ア 利用者が本システムにアクセスする境界（以下、「インターネット境界」という。）に設置すること。

イ 要件

(ア) 必要な通信のみ許可し、それ以外は原則全通信拒否とする。また、インバウンド通信は必要なもののみ許可することとして、アウトバウンド通信は必要最小限に制限できること。

(イ) 通信ログを取得できること。

(b) WAF

以下のとおりWAFを設置し、WEBアプリケーションの脆弱性を狙った攻撃の防御ができること。

ア インターネット境界に設置すること。

イ 要件

(ア) マネージドルールを適用すること。

(イ) OWASP API Top10に対応すること。

(ウ) ファイアウォールとの多層防御を構築すること。

- (エ) 監視モードにより全ての通信を確認し、ブロックモードにより攻撃を遮断すること。
 - (オ) 通信ログを取得できること。
- e 「安全なウェブサイトの作り方」(2021年3月31日付け情報処理推進機構)の内容を正しく理解し、次に掲げる脆弱性に対応すること。
- ・ SQL インジェクション脆弱性
 - ・ OS コマンドインジェクション脆弱性
 - ・ ディレクトリトラバーサル脆弱性
 - ・ セッション管理の脆弱性
 - ・ アクセス制御欠如と認可処理欠如の脆弱性
 - ・ クロスサイトスクリプティング脆弱性
 - ・ クロスサイトリクエストフォージェリ脆弱性
 - ・ クリックジャッキング脆弱性
 - ・ メールヘッダインジェクション脆弱性
 - ・ HTTP ヘッダインジェクション脆弱性
 - ・ eval インジェクション脆弱性
 - ・ レースコンディション脆弱性
 - ・ バッファオーバーフロー及び整数オーバーフロー脆弱性
 - ・ サーバサイドリクエストフォージェリ (SSRF) 脆弱性

(2) 2次元コード (QR) の作成・管理機能の提供

交通反則告知書等に印刷する2次元コード (QR) に関して、以下の機能を有した環境を提供すること。2次元コード (QR) は、都道府県を識別でき、仮納付に用いるものと本納付に用いるもの等を区別し、管理が行え

ること。また、ア及びイにおいては、複数の告知書番号分を一括に実施できること。

なお、環境へのアクセスは、警察職員がインターネット経由でアクセスする。

ア 2次元コード（QR）作成機能

警察職員が入力した告知書番号等の情報を格納した2次元コード（QR）が作成でき、作成した2次元コード（QR）の画像データまたは2次元コード（QR）化する前のURLを選択してダウンロードできること。

また、本機能の提供は令和9年2月28日までに開始すること。

なお、警察職員が作成時に入力する情報は以下のとおりであり、一度の処理で1万件の告知書番号分を処理できること。

(ア) 仮納付に用いるもの（交通反則告知書上に記載）

告知書番号

(イ) 本納付に用いるもの（交通反則通告書に添付されるもの）

告知書番号、交通反則金の金額、確認番号

イ 2次元コード（QR）無効化機能

警察職員が指定する告知書番号を格納した2次元コード（QR）について、警察職員の操作により無効化できること。また、無効化された2次元コード（QR）を使用した納付受付サイトへのアクセスを不可能にする仕組みを構築すること。

(3) 納付の受託状況管理

ア 受託状況管理機能の提供

警察職員が、インターネット経由でアクセスし、交通反則金のキャッシュレス決済等を利用した納付の直近の受託状況について、都道府県別に確認できる環境を用意すること。

(ア) 確認画面の表示項目

2次元コード（QR）から直接入力された情報、納付受付サイトで納付者が入力した交通反則金の金額及

び確認番号、委託の受付日を表示すること。その他、確認画面に表示する項目の詳細については、契約後に協議して決定する。

(イ) 納付受付状況の出力

確認画面に表示された情報を一覧の形式にしたものをデータで出力できること。データの形式及び格納する情報については契約後に協議して決定する。

(4) 操作権限・ユーザ管理について

ア (2)及び(3)に関して、ID 及びパスワード等による認証を行い、表3のとおり操作権限を分離できること。

表3 ユーザ区分と操作権限

ユーザ区分	QR 作成・管理	受託状況管理	ユーザ登録管理	備考
警察庁 (統括管理者)	○	○	○	全都道府県を操作対象とする。
都道府県警察 (管理者)	○	○	○	自所属のみを操作対象とする。
都道府県警察 (一般)	○	○	×	自所属のみを操作対象とする。

イ 次の機能を備えること。

(ア) 各ユーザ共通機能

機能名	機能概要
ログイン/ログアウト	ア 多要素主体認証方式でログインできること。 イ 初期パスワードでログインした際に、初期パスワードの変更を求める表示ウィンドウが表示されること。表示ウィンドウ確認後、パスワード変更画面に遷移できること。 ウ 警察ユーザがログアウト処理を実施した際、ログアウトできること。 エ 警察庁が別途指定する要件を満たすパスワード認証ができること。 オ パスワードについて、一定回数以上認証に失敗した場合に一定時間認証機能

	を停止する機能を有すること。 カ パスワードの要件(回数及び時間に関する設定を含む。)については、システム管理者のみが設定できること。
警察ユーザパスワード変更	ア パスワード変更画面において、ログインしている警察ユーザのユーザIDが自動で表示されること。 イ 新パスワードを入力できること。 ウ 新パスワードを再入力できること。 エ イとウの入力内容が一致した場合、パスワードの変更が実行できること。
ログ管理	ア 各ユーザの対応状況、ID登録、ID削除等のログを収集できること。 イ 統括管理者ユーザは、全てのイベント別ログを確認できることとし、管理者ユーザは、自所属分のイベント別ログのみ確認できること。
自動ログアウト	ア 一定時間操作がない状態でログインが継続している場合、自動ログアウトできること。自動ログアウトする時間については、警察庁と協議し、承認を得ること。
入力回数制限	ア 複数回連続でログインに失敗した場合は、一定時間ログインができないこと。回数設定及び時間設定については、警察庁と協議し、承認を得ること。

(イ) 統括管理者ユーザが使用する機能

機能名	機能要件
管理者権限業務選択	ア 業務選択画面において、表3で示した権限を有する機能が表示されること。 イ 各機能を選択した際、当該機能を実施する画面に遷移できること。
ユーザ登録管理	ア 全ての警察ユーザIDの登録状況をそれぞれ一覧で表示できること。表示する

(統括管理者)	項目は、以下のとおり。 (ア) ユーザID 登録及び削除した警察ユーザIDを表示できること (イ) 都道府県及び所属 例 〇〇県交通指導課、〇〇県会計課 等 (ウ) 登録日時 警察ユーザIDを登録した年月日時「yyyy/mm/dd hh:mm:ss」を表示できること。 (エ) 削除年月日時 警察ユーザIDを削除した年月日時「yyyy/mm/dd hh:mm:ss」を表示できること。
対応状況管理 (統括管理者)	ア 全てのイベント別ログを利用者ごとに表示できること。 イ イベント別ログで表示する項目は以下のとおり。 なお、表示順は、イベント発生年月日時順とする。 (ア) 更新日 イベントが発生した年月日時「yyyy/mm/dd hh:mm:ss」を表示できること。 (イ) 都道府県及び所属 例 〇〇県交通指導課、〇〇県会計課 等 (ウ) イベント イベント内容を表示できること。 例 初期パスワード変更 等

	(エ) CSV出力 (ア)から(ウ)の項目一覧をCSV形式で指定するドライブに出力できること。
警察ユーザ登録 (統括管理者)	ア 以下の事項を入力することで、新たな警察ユーザIDが登録できること。 (ア) ユーザID (イ) 都道府県及び所属 例 ○○県交通指導課、○○県会計課 等 イ 警察ユーザID 1 個に対して 1 個の新規初期パスワードの払出しができること。 ウ 登録する警察ユーザID、新規初期パスワード等関連情報は、CSV形式で出力できること。 エ 発行するパスワードの文字種及び桁数については、警察庁と協議の上決定すること。 オ 削除した警察ユーザIDは、再発行されないこと。
警察ユーザ削除 (統括管理者)	ア 指定した警察ユーザID及び当該ユーザIDに紐付く関連情報がシステムから削除できること。 イ 削除を実行する際は、確認ウィンドウが開き、指定した警察ユーザID及び都道府県等の内容が一致する場合のみ削除できること。
管理者ユーザ管理 (統括管理者)	ア 指定した警察ユーザIDを入力することで、当該ユーザID及び当該IDに紐付く関連情報が管理者として登録できること。 イ 指定した警察ユーザIDを入力することで、当該ユーザID及び当該IDから管理者の権限が削除できること。 ウ 登録及び削除を実行する際、確認ウィンドウが表示されること。

警察ユーザパスワード初期化（統括管理者）	ア 指定した警察ユーザIDを入力することで、当該ユーザの設定されているパスワードを初期化できること。 イ 警察ユーザ全体のパスワードを一括して初期化できること。 ウ 警察ユーザのパスワードの初期化を実行する際、確認ウィンドウが表示されること。 エ 発行するパスワードの文字種及び桁数については、警察庁と協議の上決定すること。
----------------------	--

(ウ) 管理者ユーザが使用する機能

機能名	機能要件
管理者権限業務選択	ア 業務選択画面において、表3で示した権限を有する機能が表示されること。 イ 各機能を選択した際、当該機能を実施する画面に遷移できること。
ユーザ登録管理 (管理者)	ア 自所属内の警察ユーザIDの登録状況をそれぞれ一覧で表示できること。表示する項目は、以下のとおり。 (ア) ユーザID 登録及び削除した警察ユーザIDを表示できること (イ) 都道府県及び所属 例 ○○県交通指導課、○○県会計課 等 (ウ) 登録日時 警察ユーザIDを登録した年月日時「yyyy/mm/dd hh:mm:ss」を表示できること。

	(エ) 削除年月日時 警察ユーザIDを削除した年月日時「yyyy/mm/dd hh:mm:ss」を表示できること。
対応状況管理 (管理者)	ア 自所属内の警察ユーザに関するイベント別ログを利用者ごとに表示できること。 イ イベント別ログで表示する項目は以下のとおり。 なお、表示順は、イベント発生年月日時順とする。 (ア) 更新日 イベントが発生した年月日時「yyyy/mm/dd hh:mm:ss」を表示できること。 (イ) 都道府県及び所属 例 〇〇県交通指導課、〇〇県会計課 等 (ウ) イベント イベント内容を表示できること。 例 初期パスワード変更 等 (エ) CSV出力 (ア)から(ウ)の項目一覧をCSV形式で指定するドライブに出力できること。
警察ユーザ登録 (管理者)	ア 以下の事項を入力することで、自所属内に新たな警察ユーザIDが登録できること。 (ア) ユーザID (イ) 都道府県及び所属 例 〇〇県交通指導課、〇〇県会計課 等

	イ 警察ユーザID 1 個に対して 1 個の新規初期パスワードの払い出しができること。 ウ 登録する警察ユーザID、新規初期パスワード等関連情報は、CSV形式で出力できること。 エ 発行するパスワードの文字種及び桁数については、警察庁と協議の上決定すること。 オ 削除した警察ユーザIDは、再発行されないこと。
警察ユーザ削除 (管理者)	ア 指定した警察ユーザID及び当該ユーザIDに紐付く関連情報がシステムから削除できること。 イ 削除を実行する際は、確認ウィンドウが開き、指定した警察ユーザID及び都道府県等の内容が一致する場合のみ削除できること。
警察ユーザパスワード初期化 (管理者)	ア 指定した警察ユーザIDを入力することで、当該ユーザの設定されているパスワードを初期化できること。 イ 警察ユーザ全体のパスワードを一括して初期化できること。 ウ 警察ユーザのパスワードの初期化を実行する際、確認ウィンドウが表示されること。 エ 発行するパスワードの文字種及び桁数については、警察庁と協議の上決定すること。

(エ) 一般の警察ユーザが使用する機能

機能名	機能要件
一般権限業務選択	ア 業務選択画面において、表 3 で示した権限を有する機能が表示されること。

	イ 各機能を選択した際、当該機能を実施する画面に遷移できること。
--	----------------------------------

(5) 警察の業務遂行に関する事項

ア 問合せ窓口の設置

警察庁執務時間において、警察庁および都道府県警察からの技術的な質問等に対応できる窓口を有すること。

なお、対応の窓口及び体制を記した資料を作成し、警察庁へ提出すること。

イ 手順書等の作成

(1)の納付者に対する手順書、(2)(3)及び(4)の警察職員に対するマニュアルを作成し、警察庁へ提出すること。

ウ 2次元コード（QR）の作成に関する技術の提供

都道府県警察の内部システムにて2次元コード（QR）を作成する場合があるため、6 項(2)アを都道府県警察のオンプレミス環境で実施する場合に必要な API 等の技術情報を提供すること。提供にあっては別途契約等が必要ないこと。

なお、内部システムで2次元コード（QR）を作成する場合に格納する情報は、「告知書番号」、「交通反則金の金額」、「確認番号」とする。

(6) 国庫への納付に係る事項

ア 納付指定日について

受託者は、指定された期間内に、納付者が受託者に納付を委託した交通反則金を指定の期日までに国庫に納付すること。

なお、指定の期間は半月以内、指定の期日については月に2日以上設定するものとし、契約後に協議して決定するものとする。

イ 納付手続について

国庫への納付は、都道府県ごとの金額が日本銀行で判別できるように納付書を作成して行うこと。方法については、受託者と日本銀行歳入代理店事務を取り扱う金融機関との間で調整し、警察庁へ報告すること。

なお、納付手続に係る費用は受託者の負担とし、納付書の作成及び国庫への納付に必要な情報等については警察庁から提供する。

ウ 納付受託記録簿の作成

受託者は、納付受託記録簿を作成し、最終の記載の日から5年間保存すること。

7 手数料関係

受託者は納付者が支払う手数料により、本業務を実施する。

(1) 手数料の算出

本仕様書に記載されている受託者が行う業務に係るすべての費用（各決済手段の手数料を含む）を基に、納付受託1件当たりの手数料を算出し、提案すること。

(2) 手数料の請求

前項で算出した手数料は、納付者が支払う交通反則金に加算して請求すること。

(3) その他

手数料は、納付する交通反則金の金額に関わらず1件当たり固定の金額とし、100円単位で設定すること。

8 作業管理等

(1) 作業員管理

ア 受託者は、本契約の履行に伴う作業を実施する者（以下「作業従事者」という。）、当該作業従事者の作業を統括する者（以下「作業管理者」という。）及び作業全体の責任を負う者（以下「作業責任者」という。）

の名簿（以下「作業員名簿」という。）を作業実施前に提出し、警察庁の承認を得ること。

なお、作業員名簿に変更がある場合は、変更後の作業員名簿を速やかに再提出し、警察庁の承認を得ること。

イ 受託者は、あらかじめ作業責任者、作業管理者及び作業従事者（以下「作業員」という。）における守秘義務契約等の必要な措置を執ること。また、その措置の内容を記した資料を作成して提出し、警察庁の承認を得ること。

ウ 受託者は、本契約の履行に当たり知り得た情報は、本契約の履行に必要な作業員以外の者が知り得ないよう適切に管理すること。また、本契約により知り得た情報は、本契約の期間中はもとより、契約終了後も第三者に漏らしてはならないものとする。

(2) 体制管理

ア 情報セキュリティを確保すべき履行体制

受託者は、警察庁が保護を要しないと確認するまでの間、契約期間中に収集、整理、作成等した一切の情報（以下「収集情報等」という。）が、作業員名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。また、受託者は、警察庁が個別に承認した場合を除き、収集情報等が受託者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

イ 受託者、委託作業実施場所及び作業員に関する情報

受託者は、警察庁からの求めがあった場合に、以下の内容に関する情報を提供すること。

(ア) 受託者の資本関係、役員等の情報

(イ) 委託作業の実施場所に関する情報

(ウ) 作業員の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報

ウ 情報の取扱いについて

受託者は、警察庁が提供する情報の取扱いにおいて、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 本契約の履行に際し、クラウドサービス又は生成A Iを利用する場合は、利用するサービス及び利用条件を警察庁に提出し、その利用に係る承認を得ること。
- (イ) 生成A Iを利用する場合は、警察庁が提供する情報を蓄積させず、本データを学習させないオプトアウト設定を行うこと。

(3) 作業計画

ア 6項の環境構築にあたっては、警察庁と協議の上、作業計画を策定するとともに、作業スケジュール（実施日時）、作業員及び作業内容を含む作業計画書を作成して提出し、事前に警察庁の承認を得ること。

イ 納付の受付をメンテナンス等により停止する際は、停止期間、理由等について事前に警察庁に連絡すること。

(4) 運用・保守時の管理事項

次に掲げる事項を実施すること。

ア 定期的なサービスの提供状態の確認

イ クラウドサービス上で利用するIT資産の適切な管理

ウ クラウドサービスで利用するアカウント管理、アクセス制御、管理権限の管理

エ クラウドサービスで利用する機能に対する脆弱性管理

オ クラウドサービスを運用する際の設定変更に関する情報セキュリティ管理

- ・クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限
- ・クラウドサービスの設定を変更する場合の設定の誤りを防止するための対策
- ・クラウドサービスの重要操作に対する監督者の指導の下での実施
- ・利用するクラウドサービスの不正利用の監視

- ・クラウドサービスで利用しているデータ容量、性能等の監視

カ クラウドサービスを運用する際の可用性に関する情報セキュリティ管理

- ・不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施
- ・十分な可用性の担保、復旧に係る定期的な教養等の実施
- ・クラウドサービス提供者からの仕様内容の変更通知に関する内容確認と復旧手順の確認

キ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関して、生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理

9 再委託に関する事項

再委託の詳細については、契約書において定めるものとする。

なお、次に掲げる作業は、本契約の主たる部分であるため再委託することはできない。

- (1) 本事業全体の統括
- (2) 6項(6)に示す国庫への納付事務
- (3) 提出書類の作成及び提出

10 受託者の資格に関する事項

- (1) 受託者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

ア 債務超過の状態にないこと。

イ 委託を受ける歳入等に係る納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な資力を有すること。

ウ 納付事務において取り扱う割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項に規定するクレジットカード番号等について、同項に規定する措置を講ずることができると認められる者であること。

エ 納付事務において取り扱う個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるも

の（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。

オ 納付事務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講ずることができる者であること。

カ キャッシュレス法第 8 条第 5 項に基づき納付事務の一部を第三者に委託する場合において、委託先に対する指導その他の委託した納付事務の適切かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。

キ 公租公課又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付若しくは収納に関する事務処理又はこれに準ずる事務処理について相当の実績を有すること。

(2) 受託者は、以下の認証等を取得していること。

ア 電子決済等代行業者として登録されていること。

イ PCI DSS Ver4.01 に基づく認証を取得していること。

ウ JIS Q27001 又は ISO/IEC27001 に基づく認証を取得していること。

エ JIS Q15001 に適合したマネジメントシステムを有することについて、第三者の制度による認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

オ 利用するデータセンターについて日本データセンター協会が制定する DCFS 基準項目が Tier 3 以上を実現していること。推奨項目についても Tier 3 以上が望ましい。

カ 反社会的決済代行の禁止、暴力、威力と祭儀的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）を加盟店とした収納代行（クレジットカードに限らない）を行っていないこと。

11 一般的共通事項

(1) 遵守事項

ア 受託者は、本業務の遂行に当たって、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づき作業を行うこと。具体的作業内容、手順等は、最新のデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書を参考とすること。

イ 受託者が電子データで情報の提出を行う際は、事前に最新のパターンファイルにて不正プログラムチェックを実施し、実施結果を添付すること。また、電子メールの添付ファイルで情報の提出を行う場合には、当該ファイルを暗号化すること。

ウ 本契約の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合には、速やかに警察庁に報告するとともに、所要の措置を講ずるものとする。

エ イの措置について、適切な措置が講じられていることを確認するため、必要に応じて警察庁による実地調査が実施できること。履行状況が不十分である場合は、警察庁と協議の上、改善策を実施すること。

オ 仕様書の内容に疑義がある場合は、警察庁と協議を行い、警察庁の合意を得ること。

(2) 機密保持・資料の取り扱い

ア 受託者は、業務上知り得た情報について、適切な管理をしなければならない。

イ 受託者は、業務上知り得た情報について、本作業の目的以外で利用してはならない。

ウ 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

エ 本契約の履行に当たり警察庁から提供された資料、データ、電磁的記録媒体等は、本契約の履行上不要になった場合には、速やかに返納、裁断、消去等の必要な措置により、復元不可能な状態にすること。

なお、返納、裁断、消去等の方法については、警察庁の指示を受けること。

オ 受託者は、上記以外に本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な

措置を執るべきことを警察庁が指示した場合、これに従うこと。

(3) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、キャッシュレス法等の関連する法令等を遵守すること。

(4) その他の文書、標準への準拠

ア 最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（サイバーセキュリティ戦略本部ほか）の内容を正しく理解し、準拠すること。

イ 暗号化にあつては、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（令和 5 年 3 月 30 日デジタル庁・総務省・経済産業省。令和 8 年 3 月 30 日最終更新。）の電子政府推奨暗号リストから選択するものとし、警察庁の承認を得ること。

12 検査について

(1) 検査は、6 項に示す内容について行う。

なお、検査方法及び検査内容については、警察庁と協議すること。

(2) 検査は、警察庁と協議の上定める場所において、警察庁検査官が立会いの上行う。

(3) 検査に必要な準備については、すべて受託者が行う。

(4) 検査中に仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。

別紙 1 交通反則金のキャッシュレス決済等による納付にかかる概要図

反則者・納付者



スマートフォン等でQRコードを読み取り、納付受付サイトにアクセス。
交通反則金の金額、確認番号、決済に必要な情報を入力して支払を行い、納付を委託する。

反則者へ交付



納付受付サイトの構築・運営

交通反則金受付サイト

交通反則告知書(番号:A123456789)

反則金相当額
10,000円

確認番号
3290701

納付手段を選択してください

クレジットカード

コンビニ

銀行

PayPay

PAY QRコード決済アプリ

次へ進む

※画像はイメージです。

受託者の業務範囲



受託した交通反則金を集計、都道府県ごとに仕分け、国庫へ納付

連携



2次元コード (QR) の作成・管理機能



納付の受託状況管理

都道府県警察



QRコードを作成してダウンロード

QRコードが印刷された交通反則告知書等を作成



交通反則告知書(青切符)



納付情報管理・照合

反則金の納付状況について、確認、情報のダウンロード等を行い、交通反則金に係る処理を実施。

日本銀行

歳入代理店 (一般金融機関)

国庫金勘定口座

本店

国庫

別紙２ 道路交通法違反の反則告知件数

(単位：件)

	反則金額	令和５年	令和６年	令和７年
1	3,000	65,037	57,532	42,403
2	4,000	13,358	8,413	8,005
3	5,000	122,466	109,357	95,703
4	6,000	374,279	345,590	328,047
5	7,000	1,816,940	1,676,540	1,594,582
6	8,000	0	3	2
7	9,000	718,318	701,588	658,357
8	10,000	24,830	23,360	22,094
9	11,000	0	0	1
10	12,000	302,903	291,095	294,469
11	14,000	2	2	2
12	15,000	379,852	358,832	359,557
13	17,000	625	590	541
14	18,000	382,314	364,382	362,746
15	20,000	7,798	6,920	7,623
16	21,000	2,675	2,406	2,306
17	23,000	3	1	4
18	25,000	67,888	64,448	61,175
19	27,000	0	0	0
20	30,000	2,282	2,148	2,151
21	35,000	30,396	29,490	27,172
22	40,000	1,597	1,549	1,667
合計		4,313,563	4,044,246	3,868,607

注 車両等（重被けん引車以外の軽車両及び特定小型原動機付自転車を除く。）の運転者による違反件数である。

別紙 3 納付受付サイトの画面遷移について

反則者・納付者



青切符に記載されている、「反則金相当額」、「確認番号」を入力し、外部サイトへのリンクをクリック。

交通反則金受付サイト

交通反則告知書(番号:A123456789)

反則金相当額
10,000円

確認番号
3290701

支払手続きに進む

警察庁が委託した事業者(●●株式会社)のウェブサイトに移動します。
事業者のウェブサイトのアドレスについては、現時点のみ使用可能なものです。

警察庁サブドメイン
(●●.npa.go.jp)

事業者による
構築・運営

- ①goドメインページで入力した、「反則金相当額の数値」、「確認番号の数値」が自動連係され、納付手段を選択して、次へ進むと、
- ②手数料を含んだ金額が表示される。誤りがないか確認して、次へ進むと、
- ③選択した納付手段での決済に必要な情報の入力画面等が表示され、決済を行う。
- ④サイト上、メールで完了通知

※③の「決済に必要な情報」には支払者への受付完了通知のために必要なメールアドレスを含む

① 交通反則金受付サイト

交通反則告知書(番号:A123456789)

反則金相当額
10,000円

確認番号
3290701

納付手段を選択してください

クレジットカード コンビニ 銀行

次へ進む

② 交通反則金納付受付サイト

交通反則告知書(番号:A123456789)

支払額 総計
10,000円

次へ進む

上記のページは、goドメインからのアクセスのみとする。

事業者ドメイン



④
サイト上で表示

交通反則金納付受付サイト

交通反則告知書(番号:A123456789)

支払額 10,000円

支払が完了しました

※支払手段により
内容に差異あり

メール通知

From : aaaa@bbbb.co.jp
To : cccc@dddd.ne.jp
件名 : 支払完了通知

この度は、交通反則金納付受付サイトをご利用いただきまして、ありがとうございます。
今般、お支払いいただいた内容が以下の通りです。

加盟店名 : 交通反則金納付受付サイト
お支払金額 : 10,000円
決済方法 : ペイジー
取引ID : 7XX-A123456789-1-1
受付番号 : 987654321

※支払が完了時に通知

応 募 要 領

1 件名

キャッシュレス決済等を利用した交通反則金の納付に係る決済代行等業務

2 提出書類

以下のとおり正本、副本を提出すること。

- ・ 正本 1 部
下記(1)から(6)まで。なお、下記(5)については、認定等に該当する企業のみ提出すること。
 - ・ 副本 5 部
下記(1)から(5)のみ。副本には社名等、応募者が特定できる情報は入れないこと。既に社名等が入っている書類を提出する場合は、黒塗り等の措置を講ずること。
- (1) 企画提案書
 - ・ 評価項目の区分が基礎点の項目に係る提案書と加点の項目に係る提案書に分けて作成すること。
 - ・ 基礎点の項目に係る提案書は、仕様書の各項目を満たしていることが分かるように、項目ごとに内容を記載すること。
 - ・ 加点の項目に係る提案書は、評価基準の項目ごとに内容を記載すること。
 - (2) 手数料算出書類
手数料設定に関する計算書及び算出の根拠資料
 - (3) 過去 5 年分の類似実績
契約機関・団体（官公庁の場合は担当部署名まで）、時期、内容を記載すること。
 - (4) 法人概要、財務状況書
会社案内・概要、決算報告書等の資料
 - (5) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業、または、女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業であることを証明する書類の写し
 - (6) 役務提供リスト
サプライチェーン・リスクの確認のため、別紙の役務提供リストに、企画提案書の内容を提供するに必要となる事業者等を記載して、提出すること。

3 提出期限

- ・ 2 (1)から(5)
令和 8 年 12 月 1 日（火）午後 5 時まで
※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- ・ 2 (6)
令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 5 時まで
※ 6 (5)に記載のメールアドレス宛にデータで送付すること。

4 提出先

〒100-8974
東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号
警察庁交通局交通指導課企画調査係

5 選考要領

各社から提出された提出書類を評価手順書に沿って評価し、最も評価点の高い会社と契約を締結する。

6 その他

- (1) 提出書類に係る一切の経費は、応募者の負担とし、企画案は返却しないものとする。
- (2) 採用に関する可否については、個別に連絡するものとする。
この際、選考経過など、採用可否以外の回答はしない。
- (3) 役務提供リストについて、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できない部分があると判断した場合は、記載された事業者等について変更を求めることがある。
なお、変更に応じないなど、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できない際には、当該者の提案は無効とする。
- (4) 応募者は、提出書類の提出をもって、「暴力団排除に関する契約事項」（別添）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、当該者の提案は無効とする。

- (5) 仕様書に係る質問先

警察庁交通局交通指導課企画調査係

TEL : 03-3581-0141

Mail : shidou-kikakuchousa@npa.go.jp

調達案件名 (システム名)	
法人名	

○ 提案機器等一覧

通番	区分	製造業者・ 役務実施業者	本社所在国	業者の法人番号 (半角数字)	製品名・ 役務実施場所	型番	備考
(例)	システム開発等	◎◎ソリューション	日本	111111111111	東京都〇〇区××		
(例)	再委託	〇〇〇ソフト開発	日本	222222222222	さいたま市〇〇区△△		
(例)	再々委託	××システムズ	日本	333333333333	横浜市××区〇〇		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※ 記載欄が足りない場合は、行を追加してください。
なお、行の追加以外の変更(数式やリンクの貼付等を含む)は行わないようお願いいたします。

登録番号	
------	--

評価手順書

1 件名

キャッシュレス決済等を利用した交通反則金の納付に係る決済代行等業務

2 評価方法

- (1) 評価項目は、基礎点と加点の2種類に分け、その合計にて決定する。(評価項目の内訳については、以下「3(1) 評価項目の内訳」を参照。)
- (2) 評価項目の区分が基礎点である項目については、最低限の要求水準を要件として設定する。評価の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点とする。基礎点である項目のうち、1つでも要件を充足していないとみなされた場合には、その応募者は不合格とする。
- (3) 評価項目のうち加点に係る要件の評価は、その提案内容に応じて加点する。(具体的な加点に係る要件の評価については、以下「3(2) 配点方法」を参照のこと。)
- (4) 評点の合計が同点の場合は、キャッシュレス決済等を利用した交通反則金の納付に係る決済代行等業務審査委員会委員長が、同点となった応募者の中から本業務を委嘱する事業者を決めることとする。

3 評価項目

(1) 評価項目の内訳

本契約における評価項目の内訳は、以下のとおりとする。(詳細については、別表「審査基準書」を参照のこと。)

- ・ 企画点 = 業務内容(40点満点) + 手数料関係(40点満点) + 受託者の資格に関する事項(15点満点)
- ・ ワークライフバランス等の推進に関する評価点
(女性活躍推進法、次世代法、若者雇用推進法に基づく認定)
= 認定等の区分により最大5点

(2) 配点方法

ア 加点に係る要件に関しては、それぞれ以下の評価基準により得点を与える。

評価ランク	評価基準	項目別得点	
		30点満点	5点満点
S	特に優れた提案内容である。	30	5
A	優れた提案内容である。	20	3
B	概ね妥当な提案内容である。	10	1
C	提案内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

※ 基礎点に係る項目は、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点とする。

※ 基礎点の項目を一つでも満たせなかった場合、得点に関わらず審査対象外となる。

イ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

厚生労働大臣から受けた次の認定のうち、最も配点が高い区分により加点する。

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定
- ・ 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定
- ・ 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定
- ・ 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定
- ・ 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※ 9 の認定を除く。）
- ・ 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定
- ・ 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定

審 査 基 準 表

評 価 項 目		評 価 基 準	配 点		
			基礎点	加点	合 計
1 業務内容			10	30	40
業務の目的との整合性	必須	仕様書に示した内容が適切に盛り込まれている。	10		40
	加点	納付受付サイトについて、納付者が利用しやすい構成となっている。		5	
		納付受付サイトについて、障害・メンテナンスによるサービス停止の際の対応が適切に措置されている。		5	
		納付受付サイトに有効性のある二重納付防止の措置がされている。		5	
		納付受付サイトに有効性のある誤納付防止の措置がされている。		5	
		2次元コード（QR）の作成・管理機能について、警察職員が利用するにあたり有用な機能を備え、わかりやすい構成となっている。		5	
		納付の受託状況管理機能について、警察職員が利用するにあたり有用な機能を備え、わかりやすい構成となっている。		5	
2 手数料関係			10	30	40
適正な手数料	必須	納付者に請求する手数料について、事業を継続的に実施可能な設定がされている。	10		40
	加点	安価な手数料が設定されている。		30	
3 受託者の資格に関する事項			10	5	15

実施体制の適格性	必須	遂行可能な人員が確保されており、かつ、当庁からの要請等に迅速に対応できる体制が備わっているか。	5		5
実績の有無	必須	業務を適正に行うための知見、ノウハウを有しているか。	5		10
	加点	過去の同種業務の実績が十分である。		5	

認定等の区分	配点基準	基礎点	加点	合計
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※1			5	5
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※2		5	5
	えるぼし3段階目 ※3		4	
	えるぼし2段階目 ※3		3	
	えるぼし1段階目 ※3		2	
	行動計画 ※4		1	
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん ※5		5	5
	くるみん（R4.4.1以降の基準） ※6		3	
	くるみん（H29.4.1～R4.3.31までの基準） ※7		3	
	トライくるみん ※8		3	
	くるみん（H29.3.31までの基準） ※9		2	
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）			4	
合 計		30	70	100

○ 審査基準

評価ランク	評価基準	項目別得点	
		30点満点	5点満点
S	特に優れた提案内容である。	30	5
A	優れた提案内容である。	20	3

B	概ね妥当な提案内容である。	10	1
C	提案内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

※ 基礎点に係る項目は、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点とする。

※ 基礎点の項目を一つでも満たせなかった場合、得点に関わらず審査対象外となる。

○ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※9の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、交通反則金のキャッシュレス納付に係る決済代行システムの構築及び運営等の納付受託業務について、業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（適用及び目的）

- 第1条 甲及び乙は、関係諸法令を守り、信義誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 本契約条項は、第2条及び仕様書に定める委託業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、且つ、本業務は仕様書に記載された条件に適合するよう実施しなければならない。
- 3 本契約における用語の定義は、特段の定めがある場合を除き仕様書の用語の定義とする。

（委託業務）

- 第2条 甲は、仕様書に定めるもののほか、乙が納付受託を行うために必要となる以下の業務を乙に委託する。
- (1) クレジットカード会社等（以下「カード会社等」という。）との間の契約及びこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (2) カード会社等に対する一切の各種手続、届出、申込、報告、申請行為
 - (3) カード会社等に対する一切の通知、審査依頼及び同社からの通知の受領
 - (4) カード会社等から付与されるID及びパスワード等の管理
 - (5) その他甲乙間で別途合意した事項
- 2 甲は乙に対して、前項各号の業務を履行するために必要な範囲において、甲に関する情報を提供するものとする。

（納付受託者の指定等）

- 第3条 乙は、本契約締結時においては納付受託者としての指定を受ける予定者となり、仕様書で定める本業務の履行に必要な要件等に照らして、本業務を適正かつ確実に実施することが可能であると甲が判断した時点をもって、納付受託者に指定されるものとする。
- 2 甲による前項の指定は、国家公安委員会規則に従って、公示及び通知により行うものとする。
- 3 乙は、本業務を適正かつ確実に実施できなくなった場合は、甲に対し納付受託者の指定解除の申し出を行わなければならない。
- 4 乙は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を甲に提出しなければならない。

- 5 乙は、定款記載の商号、目的事項、本店所在地及び事業年度に係る規定に変更が生じた場合、若しくは、その他機関設計の変更（取締役会設置会社から監査等委員会設置会社への変更等）に関する規定に変更が生じた場合、又は法人の登記事項証明書のうち、商号、本店所在地、目的事項、役員に関する事項及び会計監査人に関する事項の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の内容を反映した定款又は登記事項証明書を甲に提出しなければならない。
- 6 第3項から第5項は納付受託予定者である期間に生じた場合も同様とする。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

- 第4条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての納付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

（再委託）

- 第5条 乙は、本契約の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書9項に示す業務の主たる部分を除く。）を再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(使用許諾)

第6条 乙は、本業務の履行にあたり乙の有するシステム（乙が指定したものに限り、ソフトウェア、アプリケーション含む。以下「乙システム」という。）の非独占的な使用权を甲及び甲の指定するものに許諾するものとする。

- 2 乙が使用を許諾した乙システムの使用期間は、本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した後も、同終了日までに乙が納付者から申し出を受け付けた納付受託等の業務がすべて完了するまで当然に延長されるものとする。
- 3 甲は、乙システムを本業務に限定し利用するものとする。
- 4 甲は、乙システムを正常に利用するために必要な甲の使用する電子情報処理組織の開発（乙システムの改変を含む。）について、乙所定のマニュアルに基づき、甲自身の責任で行うものとする。また、契約期間における乙システム仕様変更に伴う場合も同様とする。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、本業務の履行にあつて、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(電子情報の保存等)

第8条 乙は、納付者から納付委託を受けた際に受領した納付にかかる電子情報（告知書番号及び交通反則金の金額・納付日、確認番号等、当該歳入等を特定するに足りる情報）について、受託日後5年間以上保存することとする。なお、乙は電子情報の保存に当たり、外部漏洩及び消滅することのないよう必要な措置を講じるとともに、保存期間経過後は、確実に消去処理を行うものとする。

- 2 乙は、本業務の事績を記録した帳簿を備え置くとともに、当該帳簿又は当該帳簿の内容を記録した電子情報を5年間保存しなければならない。なお、乙は帳簿（電子情報を含む。）の保存にあたり外部漏洩及び紛失することがないように必要な措置を講じるとともに、保存期間経過後は、焼却、溶解等により確実に廃棄処理を行うものとする。

(実績報告書の提出及び確認)

第9条 乙は、本契約書及び仕様書に定めるところにより、本業務を完了した場合は、報告書（以下、「実績報告書」という。）を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。実績報告書の提出にあたって、その報告の対象となる業務の範囲、提出期限等は、甲乙協議の上、別途定める。

(検査)

第10条 甲は、実績報告書を受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和60年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は同報告の対象となる業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、仕様書12項所定の検査を行い、検査後、遅滞なく、その合否を乙に通知するものとする。

(報告義務)

第11条 乙は、実績報告書について、甲から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(監督)

第12条 甲は、甲が必要があると判断したときは、乙の本業務の履行を監督する職員（以下「監督職員」という。）を指定し、配置することが出来る。

2 乙は、監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

3 乙は、甲が定める監督職員から要求があるときは、本業務の進捗状況等について報告しなければならない。

(立入検査)

第13条 甲は、甲が必要があると判断したときは、乙の本業務の履行について、必要な範囲で甲の職員に乙の事務所に立ち入り、乙の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、乙の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 甲が第1項の立入検査を行う場合、乙において PCI-DSS に準拠する体制を構築するため設けているセキュリティルールを遵守しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第14条 第10条の検査に合格する前に、天災その他不可抗力による損害を生じたときは、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、本業務の成果の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて同成果の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないとき又は、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は、直ちに不適合によって甲に生じた損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 本業務の成果が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が第10条の検査時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 4 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(対価の支払)

第16条 本契約にかかる対価は定めず、仕様書7項記載の取扱いとする。

(契約の解除及び違約金)

第17条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が本業務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第19条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第27条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として金9,500万円を支払うものとする。但し、甲が乙に対し、解除によって生じた損害について、違約金とは別に損害賠償請求することを妨げない。
- 5 甲は、第2項及び第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由による特別な事情があると甲が判断したときは、前項の違約金の支払の一部又は全部を免除することができる。

(キャッシュレス法に基づく歳入等の招集等)

第18条 前条の請求は、キャッシュレス法第7条の規定に基づく徴収等を妨げない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第19条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(通信の安全化措置)

第20条 甲及び乙は、本業務に関する通信をするときは、外部に漏えいすることのないよう安全化措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第5条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

3 乙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

(個人情報の取扱い)

第22条 乙は、甲及び納付者から提供を受けた個人情報については、「個人情報取扱特記事項」に従い、適正に取り扱わなければならない。

(契約の公表)

第23条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表される

ことに同意するものとする。

(電磁的記録による作成等)

第24条 乙は、本契約による作成することとされている書類等（書類、書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することが出来る情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、甲が指定した場合を除き、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られた記録をいう。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 前項の規定により作成した書類等は、指定する方法により提出しなければならない。なお、提出された書類等は、甲の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に甲に到達したものとみなす。

(管轄裁判所)

第25条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第26条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第27条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第28条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第29条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 契約担当官
警察庁長官官房会計課理事官
木原 健介

乙

再委託承認申請書

令和 年 月 日

契約担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の 住 所 及 び 氏 名	
再委託を行う業務 の 範 囲	
再委託を必要 と す る 理 由	
再 委 託 期 間	
再 委 託 率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認 と し た 理 由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

契約担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は、次の各号とする。

- 一 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの
- 四 前各号について推知し得る情報

(再委託の禁止)

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面（以下「再委託承認申請書等」という。）を提出し、甲の承認を得るものとする。なお、再委託承認申請書等に記載された事項について、変更がある場合には、乙は遅滞なく変更の届出を甲に提出し、同様に承認を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が再委託を行う場合、乙は乙と再委託者との間で締結する契約において、再委託者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、再委託承認申請書等を確認し、再委託を行う合理的理由及び再委託者が再委託される業務を履行する能力その他の情報セキュリティの確保のために必要と認められる事項が十分満たされていないと認められる場合、第1項の承認を行わないことができる。

4 第1項ただし書により乙が再委託させる場合の再委託者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「再委託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の

下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに甲に通知するものとする。

- 3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び再委託者等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。
なお、乙があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができる。
- 5 甲は、乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。
- 6 乙は、乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を受けなければならない。
- 7 乙及び取扱者は、甲から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 8 乙は、情報システム及び機器等や役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を甲に提出しなければならない。また、第三者機関等による品質保証体制（ISO/JIS Q9001 等）、情報セキュリティに関する認証（ISO/JIS Q27001（ISMS）等）取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書（SOC 2 及び 3 等）等が提出可能な場合は、甲に提出するものとする。
- 9 乙は、情報システム及び機器等・役務の調達におけるサプライチェーンにおける甲の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、甲と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

- 第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
 - 3 乙又は再委託者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

（管理）

- 第5条 乙は、本契約に基づき、保護すべき情報及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、甲が指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所

から物品、保護すべき情報及び業務資料を持ち出してはならない。

- 3 乙は、前2項の保護すべき情報及び業務資料の管理について、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」における情報セキュリティ対策に準じた管理を行っていることについて、甲の承認を得るものとする。
- 4 乙は、保護すべき情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。
- 5 乙は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。
- 6 乙は、保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- 7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。
- 8 乙は、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。
- 9 乙は、別途定めがある場合を除き、甲が特に高い可用性又は完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報を取り扱う場合、可用性、通信の速度及び安定性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法等を甲と協議し合意文書を作成するとともに、その合意内容について保証しなければならない。

（作業員名簿の通知及び作業責任者の選任）

- 第6条 甲は、甲の指定する場所における個別の業務を行う場合、必要に応じて乙に当該個別の業務の実施に関する作業を行う者（以下「作業員」という。）の名簿を作業責任者を明らかにした上で作成させ、書面をもって甲に通知させることができる。ただし、作業責任者は、作業員の中から選任するものとする。
- 2 前項ただし書により選任された作業責任者は、乙の個別の業務の実施を統括し、乙の定める規則に基づき就業管理を行い、個別の業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別の業務の遂行につき乙を代理する権限を有するものとする。
 - 3 乙が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合、作業責任者を変更する場合その他の甲に通知した内容を変更する場合は、乙は当該内容を書面により事前に甲に通知するものとする。
 - 4 甲は、作業責任者又は作業員の個別の業務の遂行について著しく不適當であると認めた場合は、乙に対して当該理由を通知し、その是正のために必要な措置を執ることを求めることができるものとする。

（脆弱性対策等の実施）

- 第7条 乙は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(調達する機器等や役務における対策の実施)

第8条 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にそのリストを提出すること。

- 2 乙は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。
- 3 乙は、甲が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、甲と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。
- 4 乙は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると甲が判断した場合は、乙において調査及び必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第9条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

- 2 乙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。
- 3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。
- 4 乙は、再委託者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。
- 5 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。
- 6 甲は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 7 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第10条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは、次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

- 三 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合
- 四 第5条第9項における合意内容を損なう事故が発生した場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任)

第11条 乙は、乙及び再委託者等の従業員の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

- 第12条 乙は、本契約の履行に際し、第10条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、第10条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
 - 3 第10条に規定する事故が再委託者等において発生した場合、乙は甲が当該再委託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
 - 4 乙は、第10条に規定する事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
 - 5 第10条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。
 - 6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。
 - 7 乙は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、甲に報告しなければならない。
 - 8 乙は、前項の措置の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとし、甲は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
 - 9 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ監査)

- 第13条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。
- 2 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による乙の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。
 - 3 甲が再委託者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

- 4 乙は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。
- 5 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 6 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、乙の責めに帰すべき事由により発生又は判明した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。
 - 3 甲は、第10条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると甲が判断する事実が、再委託者の責めに帰すべき事由により発生又は判明した場合は、第2条第1項ただし書による承認を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責を負わない。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
(2) 対象部門等名：
(3) 契約開始年月日：
(4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が再委託者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(再委託者等)」と記載すること。
この場合、(3) 欄には、再委託契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に再委託させていない。		
2	2. 1 (1が未実施の場合) やむを得ず再委託をさせるときは、あらかじめ再委託者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面を添え、甲の承認を得ている。		
3	3. 1 情報セキュリティを確保するための体制において事故に関する問合せ窓口を甲に通知している。		問合せ窓口の連絡先：
4	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		情報セキュリティ責任者名：
5	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		管理責任者名：
6	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
7	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
8	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
9	3. 6 乙及び再委託者の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に通知し承認を受けている。		
10	3. 7 甲から身分証明書等の提示を求められた場合は応じている。	※	※
11	3. 8 管理体制を証明する書類を提出している。		
12	3. 8 第三者機関等による品質保証体制、情報セキュリティに関する認証取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書等を甲に通知している。	※	※ ☐ ISO/JIS Q27001 (ISMS) ☐ ISO/JIS Q 9001 ☐ 情報セキュリティ監査報告書 (SOC2/3 等)

1 3	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
1 4	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
1 5	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしないよう、措置を講じている。		
1 6	4. 3 (1 及び 2 が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
1 7	5. 1 保護すべき情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
1 8	5. 2 (甲の指定する場所において個別の業務を行う場合) 持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
1 9	5. 2 (甲の指定する場所において個別の業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、保護すべき情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。	※	※
2 0	5. 3 保護すべき情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
2 1	5. 4 保護すべき情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
2 2	5. 5 保護すべき情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
2 3	5. 6 保護すべき情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
2 4	5. 7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
2 5	5. 9 甲が特に高い可用性及び完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報について、合意文書を作成し、合意内容について保証している。	※	※
2 6	6. 1 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 個別業務を行う作業員の名簿及び作業責任者を甲から求められた場合は通知している。	※	※
2 7	7. 1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※

28	7. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
29	7. 2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
30	8. 1 (調達における機器等や役務における対策) 調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ甲にリストを提出している。	※	
31	9. 2 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
32	9. 5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
33	12. 1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
34	12. 2 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な資料を保存している。	※	※
35	13. 4 自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合、甲に結果を報告している。	※	※
確認年月日： 確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：			

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者及び担当者）

第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の制限等）

第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。また、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成

17年法律第86号)第2条1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない(再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。)

- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第11項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない(再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。)

(収集の制限)

- 第7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(従事者への周知)

- 第9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

(従事者の監督)

- 第10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- 2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(複写又は複製及び加工の禁止)

- 第11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

- 第12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き

渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん（以下「漏えい等」という。）することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

（個人情報の帰属及び廃棄又は消去）

第13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

（安全管理の確認及び検査）

第15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めたとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前2項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

（改善の指示）

第16 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措

置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。

企画競争に関するアンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail tyotatu@npa.go.jp)

*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。

提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名 キャッシュレス決済等を利用した交通反則金の納付に係る決済代行等業務

●御 社 名

ご担当者名

御連絡先

参加を辞退された方

●企画競争参加辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

☐ 提案書提出までの準備期間が短い（公告から概ね_____日間必要）。

☐ 納期、履行期限が短い（概ね_____日間必要）。

☐ 仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

☐ 業務内容と異なる内容であった。

☐ 情報収集目的（当初から企画競争に参加する意思はなかった）

☐ 落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

☐ その他（今回の企画競争に関する改善要望等）

企画競争に参加された方

●今回の企画競争に関する改善要望等